

令和7年度

市民税・県民税(住民税)の申告の手引き

福井市 市民税課 ☎0776-20-5306

令和7年1月1日現在、福井市にお住まいの方で、令和6年度市民税・県民税申告書を提出された方を対象に令和7年度の申告書を送りいたします。この手引きをお読みの上、申告が必要な方は、**令和7年3月17日(月)**までに申告書を提出していただきますようお願いいたします。

申告をしていただく方

- **令和7年1月1日現在、福井市に住所があった方で、主に次にあてはまる方**

「令和6年中」や「令和6年分」とは
令和6年1月1日から令和6年12月31日までの
期間に係る内容をいいます。



① 令和6年中に、給与所得がある方で、次のいずれかに該当する方 ※パート・アルバイトの方を含みます。

- ・ 令和6年中の所得が給与所得のみで、令和6年中に、退職された方
- ・ 勤務先から本市に給与支払報告書が提出されていない方(勤務先に提出状況をご確認ください。)
- ・ 令和6年中に2か所以上の勤務先から給与の支払を受け、所得税の確定申告をする必要のない方
- ・ 令和6年中に日雇で給与を受けている方などで、源泉徴収票のない方
- ・ 令和6年中に営業等・農業・不動産・配当・一時所得などの所得、個人年金などの雑所得のある方
※給与所得以外の所得が20万円以下で、確定申告が不要な場合でも、市民税・県民税の申告は必要です。
- ・ 医療費控除・寄附金控除などの控除を受ける方
※勤務先で所得税の年末調整をされていない場合や、控除の追加により所得税の還付を受ける場合は、税務署に所得税の確定(還付)申告が必要です。

② 令和6年中に、公的年金等を受給されている方で、次のいずれかに該当する方

- ・ 令和6年中に営業等・農業・不動産・配当・一時所得などの所得、個人年金などの雑所得のある方
- ・ 令和6年分の源泉徴収票に含まれない各種控除(社会保険料・生命保険料・扶養・医療費などの控除)を追加する方
※公的年金等の収入額が400万円以下であり、かつ、その年分の公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下で確定申告が不要な場合でも、市民税・県民税の申告は必要です。

③ 令和6年中に、営業等・農業・不動産・配当・一時所得などの所得、個人年金などの雑所得のあった方

- ※令和6年中に事業所得(営業等・農業)又は不動産所得がある方は、収入金額及び必要経費の内容を明らかにする「収支内訳書」などを申告書に添付してください。

事業・不動産等の所得金額が所得税の所得控除額を超える方などは、原則として税務署に確定申告が必要です。
確定申告については、税務署にお問合せください。(福井税務署:☎0776-23-2690(自動音声案内))



● 収入がなかった方や、非課税所得(遺族年金・障害年金・雇用保険給付など)のみの方

令和6年中に収入(収入の多少に関わらず)が無かった、非課税の所得以外の所得が無かった事の申告が必要です。申告がないと福祉・教育・国民健康保険税・介護保険料の算定や、所得・課税証明書の発行ができなかったりします。申告書表面の左下部分の「令和6年中に収入がなかった方の記入欄」及び「所得金額の合計」欄に「0」をご記入ください。なお、扶養控除等を追加される場合は該当項目を記入ください。

申告をしなくてもよい方

- 1 令和6年分の所得税の確定申告をした方
- 2 令和6年中の所得が給与と所得(年末調整済み)のみ、もしくは、公的年金等の所得のみの方、源泉徴収票に記載されている控除以外に追加する控除がない方
- 3 本市に住所がある方の税法上の扶養親族・控除対象配偶者になっている方

申告の受付期間

令和7年3月17日(月)まで

※平日のみ開庁 9時～12時、13時～17時
※税務署で行う所得税の確定申告は2月17日(月)からです。ご注意ください。

申告の受付・提出先

福井市役所 本館2F 市民税課 : 〒910-8511 福井市大手3丁目10-1 ☎0776-20-5306

美山・越廼・清水連絡所においても受付を実施いたします。

ただし、清水連絡所については、2月27日(木)、28日(金)、3月3日(月)、4日(火)のみの受付となります。

※FAXおよび電子メールでの申告受付は行っておりません。 ※お問い合わせが集中し、電話がながりにくい場合があります。

《郵送により申告書を提出する際の注意事項》

- ・ 返信用封筒に、下記の「申告に必要なもの」記載の該当する書類を同封してください。また、申告内容をお尋ねする場合がありしますので日中に連絡の取れる電話番号を必ずご記入ください。
- ・ 申告書の控えの返送をご希望の方は、返信用封筒に住所及び宛名をご記入の上、110円の切手を貼った返信用封筒を同封してください。

申告に必要なもの

1. **令和6年中の収入が分かる書類**
 - 給与・年金の源泉徴収票や事業主の支払証明書等の原本、事業の収支内訳書等
2. **令和6年中に支払った各種控除の金額がわかる書類など**

- 社会保険料控除……………領収書、控除証明書、支払証明書等の原本
- 生命保険料、地震保険料控除…保険会社発行の控除証明書の原本
- 医療費控除……………医療費控除の明細書や医療費通知等の医療費控除関係書類
※詳しくは「申告書の書き方(表面)」⑩医療費控除を参照ください。
- 寄附金控除……………寄附金の受領書等の原本
※ふるさと納税のワンストップ特例制度をご利用の方は、全ての寄附金(ワンストップ特例制度利用分含む)について申告書に記入してください。(確定申告も同様)

- 雑 損 控 除……………その事実や損害金額がわかる書類
- 障 害 者 控 除……………障害者手帳などの証明書
(要介護認定を受けている方は、市の介護保険課が発行する障害者控除対象者認定書)

- 勤 労 学 生 控 除……………学生証などの在学を証明する書類
- 国外に居住する親族を………各扶養親族分の公的機関が発行する親族関係書類、送金関係書類および扶養親族とする場合
それぞれ翻訳文

※30歳以上70歳未満の国外居住親族を扶養とする場合は、次の①～③のいずれか該当する場合にのみ扶養親族とすることができます。
①留学により非居住となったもの(留学ビザ等の書類が必要)
②障害者(障害者手帳等が必要)
③38万円以上の送金を受けているもの(そのものの送金額が38万円以上であることを明らかにする書類が必要)

3. 申告する方の個人番号(マイナンバー)及び身元確認できる書類…詳しくは下記参照。

《個人番号(マイナンバー)及び身元確認できる書類》

次の①又は②のいずれかが必要です。(郵送する場合は写しを返信用封筒に同封してください。)
代理人が申告する場合は、委任状及び、代理人の本人確認書類(下記①又は②のいずれかが必要です)。

- ① 個人番号(マイナンバー)カード
- ② 個人番号確認書類(通知カード、又は個人番号が記載された住民票の写し)及び、身元確認書類(運転免許証、パスポート等)

はじめに 住所・氏名等の記入

- ※既に住所の印字がある場合は、印字内容に間違いがないか確認し、「□上記住所と同じ」にチェックしてください。
- ※電話番号(携帯電話も可)を忘れず記入してください。
- ※代理申請の場合は、代理人の欄に記入してください。代理人が本人と世帯が異なる場合は、委任状が必要です。

以下の番号・記号は申告書の番号・記号に対応しています。

収入があった方 手順1 収入金額、手順2 所得金額の記入(収入がなかった方は手順6を記入)

- 令和6年1月1日から12月31日までの1年間の収入金額およびその所得金額(収入金額ー必要経費など)を記入してください。
- ※各所得に応じた、源泉徴収票(原本)、収支内訳書、明細書などの所得のわかる書類を添付してください。
- ※所得によっては、裏面「申告の書き方(裏面)」の 手順8 を参考に、申告書裏面に先に記入してください。

所得の種類	所得の説明	申告書裏面番号
事業所得	①営業等所得 卸売業、小売業、飲食店業、製造業、サービス業などの営業から生じた所得や、医師、弁護士、外交員、大工、または漁業などの事業から生じた所得	別途収支内訳書がない場合 7
②農業所得	農産物の生産や果樹などの栽培、酪農などの事業から生じた所得	
③不動産所得	建物や土地などの不動産の貸付けから生じた賃貸料や権利金などの所得	
④利子所得	公社債および預貯金の利子などの源泉分離課税を選択しなかった所得	13
⑤配当所得	株式や出資の配当などの所得 ※上場株式等で住民税が徴収されている場合には、申告しないことを選択できます。	14
⑥給与所得	給料、賞与や賃金(パートタイマーやアルバイトとして受けたものを含む)などの所得 ※計算方法は下記[表1]を参照してください。 ※特定支出控除を受ける場合は、確定申告が必要となります。確定申告を要しない方は、住民税申告が必要です。	源泉徴収票がない場合 9
雑所得	⑦公的年金等 国民年金、厚生年金、恩給、確定給付企業年金、確定拠出企業年金、一定の外国年金などの所得(遺族年金、障害年金、心身障害者扶養共済制度の給付金などは除く) ※計算方法は下記[表2]を参照してください。 改定通知・振込通知では受付できません。	ー
⑧業務	原稿料、講演料またはネットオークションなどを利用した個人取引もしくは食品の配達などの副収入による所得	10
⑨その他	生命保険の年金(個人年金保険)、互助年金などの上記以外のものによる所得	
⑪ 総合譲渡所得(短期・長期)	土地、建物以外の資産(自動車・機械や土砂・砂利など)を売った場合などに生じた所得 短期……所有期間5年以下 ※所有期間は、取得の日以降譲渡の日までの期間です。 長期……所有期間5年超	11
一時所得	臨時・偶発的な性質の所得で、生命保険等契約に基づき受け取った一時金(年金形式で受け取った場合は雑所得)、賞金や懸賞当せん金などの所得	

○事業所得計算や事業専従者に関する項目、土地・建物の譲渡所得、株式等の譲渡所得、分離の配当所得など分離課税の所得については、申告書裏面に記入欄があります。

表1 給与と所得の金額の求め方

給与等の収入金額	給与所得の金額 ※1円未満の端数切捨て
～ 550,999円	0円
551,000円～1,618,999円	給与収入ー 550,000円
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円
1,628,000円～1,799,999円	給与収入÷4＝算出金額(A) (千円未満の端数切捨て)
1,800,000円～3,599,999円	(A)×2.8ー 80,000円
3,600,000円～6,599,999円	(A)×3.2ー440,000円
6,600,000円～8,499,999円	給与収入×0.9ー1,100,000円
8,500,000円～	給与収入ー1,950,000円

- この手引きに記載してある事項は、申告の際に必要な一般的な事項について記載しています。ご不明な点等ございましたら、お気軽にお問い合わせください。
- この手引きは、令和6年11月30日時点の地方税法および福井市での決定事項に基づいて作成しています。税法の改正が行われた場合は、改正後の税法により税額を計算します。

○所得金額調整控除 該当する場合は、下記の方法で算出した額を、給与所得から差し引くことができます。

適用する場合は、申告書表面「⑥ 給与」の「調整」にチェックを入れてください。

- (1) 介護・子育て世帯の場合 給与収入が850万円を超え下記の㉓～㉕いずれかに該当する場合は、1(裏面18)を記入し、給与所得の金額から次の算式により計算した金額を控除
- ㉓本人が特別障害者 ㉔特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する場合 ㉕23歳未満の扶養親族を有する場合
- (給与等の収入金額(上限:1,000万円)ー 850万円) × 10%

- (2) 給与所得と公的年金等所得の双方がある場合 給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の合計額が10万円を超える場合は、給与所得の金額から次の算式で計算した金額を控除

給与所得控除後の給与等の金額(上限10万円) + 公的年金等に係る雑所得の金額(上限10万円) - 10万円

※(1)、(2)の両方に該当する場合は、(1)の控除後に(2)の金額を控除します。

表2 雑所得(年金)の金額の求め方

年齢区分	公的年金等の収入金額の合計(B)	公的年金等に係る雑所得の金額 ※1円未満の端数切捨て			
		公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額			
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超	
65歳未満	～ 1,299,999円	(B)ー 600,000円	(B)ー 500,000円	(B)ー 400,000円	
	1,300,000円～4,099,999円	(B)×0.75ー 275,000円	(B)×0.75ー 175,000円	(B)×0.75ー 75,000円	
	4,100,000円～7,699,999円	(B)×0.85ー 685,000円	(B)×0.85ー 585,000円	(B)×0.85ー 485,000円	
	7,700,000円～9,999,999円	(B)×0.95ー1,455,000円	(B)×0.95ー1,355,000円	(B)×0.95ー1,255,000円	
	10,000,000円～	(B)ー1,955,000円	(B)ー1,855,000円	(B)ー1,755,000円	
65歳以上	～ 3,299,999円	(B)ー1,100,000円	(B)ー1,000,000円	(B)ー 900,000円	
	3,300,000円～4,099,999円	(B)×0.75ー 275,000円	(B)×0.75ー 175,000円	(B)×0.75ー 75,000円	
	4,100,000円～7,699,999円	(B)×0.85ー 685,000円	(B)×0.85ー 585,000円	(B)×0.85ー 485,000円	
	7,700,000円～9,999,999円	(B)×0.95ー1,455,000円	(B)×0.95ー1,355,000円	(B)×0.95ー1,255,000円	
	10,000,000円～	(B)ー1,955,000円	(B)ー1,855,000円	(B)ー1,755,000円	

随時、福井市ホームページにおいて、申告に関するお知らせの更新を行っています。

福井市役所 市民税課 検索



申告書書き方の動画



(i)gTwitter



申告書の書き方(表面)

はじめに

(令和6年) 福井市長 令和6年 月 日提出

現住所 フライ タロウ 氏名 福井 太郎 生年月日 令和6年 7月 6日 業種又は職業 食品小売業 電話番号 0776-20-5306 個人番号 12桁の番号を記入してください

収入金額等	事業所得	2,200,000円
雑所得	不動産所得	13
雑所得	利子所得	14
雑所得	配当所得	14
雑所得	給与所得	3,550,000円
雑所得	公的年金等	10
雑所得	業務所得	10
雑所得	その他所得	10
雑所得	総合譲渡所得(短期・長期)	11
雑所得	一時所得	11

所得金額	雑損控除	50,000円
所得金額	医療費控除	135,000円
所得金額	社会保険料控除	70,000円
所得金額	地震保険料控除	25,000円
所得金額	生命保険料控除	330,000円
所得金額	配偶者特別控除	450,000円
所得金額	基礎控除	430,000円
所得金額	合計	1,490,000円

雑損控除	50,000円
医療費控除	135,000円
社会保険料控除	70,000円
地震保険料控除	25,000円
生命保険料控除	330,000円
配偶者特別控除	450,000円
基礎控除	430,000円
合計	1,490,000円

手順6 収入がなかった方

生活費の手先など該当する項目に○をするか、記入してください。該当項目がない場合は、(3)その他に状況等を記入してください。

手順5 納税方法の記入

市民税・県民税が給与から差引き(特別徴収)されている方で、給与・公的年金等以外の所得にかかる納税方法をいずれか選択してください。※選択されていない場合、「給料から差し引き」となります。

手順6

氏名	太郎
住所	福井市大手3丁目10-1
生年月日	令和6年7月6日
業種	食品小売業
電話番号	0776-20-5306
個人番号	12桁の番号を記入してください

手順5

氏名	太郎
住所	福井市大手3丁目10-1
生年月日	令和6年7月6日
業種	食品小売業
電話番号	0776-20-5306
個人番号	12桁の番号を記入してください

②基礎控除

合計所得金額	基礎控除
～24,000,000円	430,000円
24,000,001円～25,000,000円	150,000円
25,000,001円～	0円

②基礎控除

合計所得金額	基礎控除
～24,000,000円	430,000円
24,000,001円～25,000,000円	150,000円
25,000,001円～	0円

②基礎控除

合計所得金額	基礎控除
～24,000,000円	430,000円
24,000,001円～25,000,000円	150,000円
25,000,001円～	0円

②基礎控除

合計所得金額	基礎控除
～24,000,000円	430,000円
24,000,001円～25,000,000円	150,000円
25,000,001円～	0円

②基礎控除

合計所得金額	基礎控除
～24,000,000円	430,000円
24,000,001円～25,000,000円	150,000円
25,000,001円～	0円

②基礎控除

合計所得金額	基礎控除
～24,000,000円	430,000円
24,000,001円～25,000,000円	150,000円
25,000,001円～	0円

②基礎控除

合計所得金額	基礎控除
～24,000,000円	430,000円
24,000,001円～25,000,000円	150,000円
25,000,001円～	0円

②基礎控除

合計所得金額	基礎控除
～24,000,000円	430,000円
24,000,001円～25,000,000円	150,000円
25,000,001円～	0円

②基礎控除

合計所得金額	基礎控除
～24,000,000円	430,000円
24,000,001円～25,000,000円	150,000円
25,000,001円～	0円

②基礎控除

合計所得金額	基礎控除
～24,000,000円	430,000円
24,000,001円～25,000,000円	150,000円
25,000,001円～	0円

②基礎控除

合計所得金額	基礎控除
～24,000,000円	430,000円
24,000,001円～25,000,000円	150,000円
25,000,001円～	0円

②基礎控除

合計所得金額	基礎控除
～24,000,000円	430,000円
24,000,001円～25,000,000円	150,000円
25,000,001円～	0円

②基礎控除

合計所得金額	基礎控除
～24,000,000円	430,000円
24,000,001円～25,000,000円	150,000円
25,000,001円～	0円

②基礎控除

合計所得金額	基礎控除
～24,000,000円	430,000円
24,000,001円～25,000,000円	150,000円
25,000,001円～	0円

②基礎控除

合計所得金額	基礎控除
～24,000,000円	430,000円
24,000,001円～25,000,000円	150,000円
25,000,001円～	0円

②基礎控除

合計所得金額	基礎控除
～24,000,000円	430,000円
24,000,001円～25,000,000円	150,000円
25,000,001円～	0円

②基礎控除

合計所得金額	基礎控除
～24,000,000円	430,000円
24,000,001円～25,000,000円	150,000円
25,000,001円～	0円

②基礎控除

合計所得金額	基礎控除
～24,000,000円	430,000円
24,000,001円～25,000,000円	150,000円
25,000,001円～	0円

②基礎控除

合計所得金額	基礎控除
～24,000,000円	430,000円
24,000,001円～25,000,000円	150,000円
25,000,001円～	0円

②基礎控除

合計所得金額	基礎控除
～24,000,000円	430,000円
24,000,001円～25,000,000円	150,000円
25,000,001円～	0円

②基礎控除

合計所得金額	基礎控除
～24,000,000円	430,000円
24,000,001円～25,000,000円	150,000円
25,000,001円～	0円

②基礎控除

合計所得金額	基礎控除
～24,000,000円	430,000円
24,000,001円～25,000,000円	150,000円
25,000,001円～	0円

②基礎控除

合計所得金額	基礎控除
～24,000,000円	430,000円
24,000,001円～25,000,000円	150,000円
25,000,001円～	0円

②基礎控除

合計所得金額	基礎控除
～24,000,000円	430,000円
24,000,001円～25,000,000円	150,000円
25,000,001円～	0円

②基礎控除

合計所得金額	基礎控除
～24,000,000円	430,000円
24,000,001円～25,000,000円	150,000円
25,000,001円～	0円

②基礎控除

合計所得金額	基礎控除
～24,000,000円	430,000円
24,000,001円～25,000,000円	150,000円
25,000,001円～	0円

②基礎控除

合計所得金額	基礎控除
～24,000,000円	430,000円
24,000,001円～25,000,000円	150,000円
25,000,001円～	0円

②基礎控除

合計所得金額	基礎控除
～24,000,000円	430,000円
24,000,001円～25,000,000円	150,000円
25,000,001円～	0円

②基礎控除

合計所得金額	基礎控除
～24,000,000円	430,000円
24,000,001円～25,000,000円	150,000円
25,000,001円～	0円

②基礎控除

合計所得金額	基礎控除
～24,000,000円	430,000円
24,000,001円～25,000,000円	150,000円
25,000,001円～	0円

②基礎控除

合計所得金額	基礎控除
～24,000,000円	430,000円
24,000,001円～25,000,000円	150,000円
25,000,001円～	0円

②基礎控除

合計所得金額	基礎控除
～24,000,000円	430,000円
24,000,001円～25,000,000円	150,000円
25,000,001円～	0円

②基礎控除

合計所得金額	基礎控除
～24,000,000円	430,000円
24,000,001円～25,000,000円	150,000円
25,000,001円～	0円

手順8 該当箇所を記入してください。

金額が明らかとなる書類(収支内訳書、源泉徴収票など)の提出がない限り申告受付後に収入・所得の減額や経費の追加を行うことはできません。

7. 営業・農業・不動産所得

収支内訳書を別に作成されていない場合は、事前に記入しておいてください。
①および②の金額を申告書表面の該当する収入および所得欄に記入してください。
②専従者控除額を記入した場合は、[8事業専従者に関する欄]も記入してください。

事業専従者控除は、次の①と②の金額のいずれか少ない方の金額です。

①50万円(配偶者の場合は86万円)
②(事業所得+不動産所得+山林所得)÷(専従者数+1)=控除額

家内労働者等は、給与収入金額が55万円未満の場合で、55万円から給与収入金額を差し引いた残額が、その事業などの実額経費より多い場合は、差し引いた残額を必要経費とすることができます。
※家内労働者等とは、内職をしている人、生命保険や商品販売の外交員などをしている人をいいます。

9. 給与所得の内訳(源泉徴収票のない方)

日給など給与所得のある方で、源泉徴収票のない方は記入してください。月給は、手取り額ではなく、保険料等を差し引く前の総支給額です。合計額を申告書表面の[給与因]に記入してください。

10. 雑所得(公的年金等以外)

収入金額は申告書表面の[業務因]・[その他因]に、収入金額から必要経費を引いた所得金額はそれぞれ⑧・⑨に、⑦・⑧・⑨を合計したものを⑩に記入してください。明細書等をお持ちください。

16. 別居の扶養親族等に関する事項

申告書表面に記入した扶養親族のうち、別居の方の内容を記入してください。
※国外に居住する親族を扶養する場合は、別途関係書類の提出が必要です。

申告書の書き方(裏面)

7 事業(営業・農業)・不動産所得の計算

8 事業専従者に関する事項

9 給与所得の内訳(今般3月1月~12月までの支払分)

10 雑所得(公的年金等以外)に関する事項

11 総合譲渡・一時所得に関する事項

12 分離課税の所得(確定申告を提出してください)

13 配当所得に関する事項

14 配当割戻又は株式等譲渡所得割戻の控除に関する事項

15 寄附金に関する事項

16 別居の扶養親族等に関する事項

17 税額控除に関する事項

18 所得金額調整控除に関する事項

11. 総合譲渡・一時所得

㊦・㊧・㊨の金額を申告書表面の該当する収入欄に、⑪の金額を[総合譲渡・一時⑪]に記入してください。明細書等をお持ちください。

12. 分離課税の所得

分離譲渡	土地、建物等の譲渡による所得 ※所有期間は譲渡した年の1月1日現在において所有していた期間です。 ・短期……所有期間5年以下 ・長期……所有期間5年超
株式等の譲渡	株式等卖了の場合に生じた所得、上場株式等の配当所得 ※上場株式等で住民税が徴収されている場合には、申告しないことを選択できます。
上場株式などの配当(分離分)	
先物取引	金融商品など先物取引により生じた所得
山林	山林の伐採または譲渡による所得 ※所有期間5年以下は事業所得または雑所得
退職	退職金など ※支給時に特別徴収されるため申告不要

計算書等をお持ちください。

13. 配当控除

申告された総合課税の配当所得に下表の割合を掛けた金額が算出所得割額から税額控除されます。計算書等をお持ちください。
※配当の種類、課税所得等の金額によっては、控除率の違うものや配当控除がないものがあります。

課税標準額	市民税	県民税
1,000万円以下の部分	1.6%	1.2%
1,000万円を超える部分	0.8%	0.6%

14. 配当割戻控除・株式等譲渡所得割戻控除

申告された上場株式等配当・株式等の譲渡により既に特別徴収されている住民税額分については算出所得割額から税額控除されます。計算書等をお持ちください。

市民税・県民税・森林環境税の計算方法(総合課税分)

課税標準額(1,000円未満切捨て)

所得金額
給与所得 ※裏面、給与所得の求め方参照
年金所得 ※裏面、雑所得(年金)の求め方参照
その他の収入 - 必要経費

所得控除額(裏面参照)

×

所得割税率
(市民税6%
県民税4%)

-

税額控除額
(調整控除、寄附金税額控除、配当控除、配当割戻・株式等譲渡所得割戻控除、住宅借入金特別税額控除 等)

→

所得割額
(100円未満切捨て)

+

均等割額
4,000円
(市民税3,000円
県民税1,000円)

+

森林環境税
1,000円

=

年税額

市民税・県民税

※土地・建物・株式等の譲渡、配当(分離課税)等の分離課税所得については、総合課税分とは別に課税されます。
※東日本大震災復興基本法に基づき、平成26年度より市民税・県民税均等割額に一人年間1,000円が加算されていましたが、令和5年度で終了し令和6年度からは新たに森林環境税が課税されています。

非課税の判定について

【均等割、所得割、森林環境税のいずれも課税されない方】…市・県民税、森林環境税はいずれも非課税です。
①1月1日現在、生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
②1月1日現在、障害者、未成年者(平成19年1月3日以降生まれ)、寡婦、ひとり親で、合計所得金額が135万円以下の方
③合計所得金額が次の金額以下の方
・扶養親族なしの場合:415,000円
・扶養親族ありの場合:315,000円×(扶養人数+1)+289,000円
【所得割が課税されない方】…均等割(4,000円)と森林環境税(1,000円)が課税されます。
総所得金額等が次の金額以下の方
・扶養親族なしの場合:450,000円
・扶養親族ありの場合:350,000円×(扶養人数+1)+420,000円

早見表	扶養人数	合計所得金額	給与収入金額	年金収入金額	
				(65歳未満)	(65歳以上)
	なし	415,000円	965,000円	1,015,000円	1,515,000円
	1人	919,000円	1,469,000円	1,592,001円	2,019,000円
	2人	1,234,000円	1,879,999円	2,012,001円	2,334,000円
	3人	1,549,000円	2,327,999円	2,432,001円	2,649,000円

人的控除の差額表

(配偶者控除、配偶者特別控除は、納税者本人の合計所得金額900万円以下の場合)

控除の種類		控除額の差
障害者控除	普通	1万円
	特別	10万円
	同居特別	22万円
寡婦控除		1万円
ひとり親控除	母	5万円
	父	1万円※1
勤労学生控除		1万円
配偶者控除※2	一般	5万円
	老人	10万円
配偶者特別控除※2	50万円未満※3	5万円
	50万円以上55万円未満※3	3万円
扶養控除	一般	5万円
	特定	18万円
	老人	10万円
	同居老親等	13万円
基礎控除		5万円

※1ひとり親控除(父)については旧寡夫控除相当の人的控除差1万円をそのまま引き継ぎます。
※2納税者本人の合計所得金額が900万円超1,000万円以下の場合は異なります。
※3配偶者の合計所得金額

税率	総合課税分所得割	主な分離課税分所得割			
		短期譲渡所得(一般所得分)	長期譲渡所得(一般所得分)	株式等譲渡所得	上場株式等の配当(申告分離分)
市民税	6%	5.4%	3.0%	3.0%	3.0%
県民税	4%	3.6%	2.0%	2.0%	2.0%

調整控除 所得税と住民税の人的控除額の差(右表)による負担増を調整するため、算出所得割額から税額控除します。

・合計課税所得金額が200万円以下の場合、次の①と②のいずれか小さい額の5%(市3%県2%)
①人的控除額の差の合計額 ②合計課税所得金額
・合計課税所得金額が200万円超の場合、次の①から②の額を控除した額(5万円を下回る場合は5万円)の5%(市3%県2%)
①人的控除額の差の合計額 ②合計課税所得金額から200万円を控除した額

※ただし、合計所得金額が2,500万円超の場合は適用外です。
※合計課税所得金額:課税総所得金額、課税退職所得金額(現年分離分を除く)、課税山林所得金額の合計額
※算出所得割額:課税標準額に所得割税率(総合課税分)を掛けたもの

寄附金控除

次の①の計算式により求められた金額が算出所得割額から税額控除されます。ただし、ふるさと納税制度の対象に指定されている地方公共団体の寄附金(特例控除対象)の場合のみ、①と②を合計した控除額になります。

①基本控除:(寄附金額-2,000円)×10%(市民税6% 県民税4%)
※税額控除の対象となる寄附金額は総所得金額等の30%が上限となります。
②特例控除(ふるさと納税のみ):(寄附金額-2,000円)×(90%-所得税の限界税率(0~45%))×1.021
※特例控除の上限額は、市民税・県民税の所得割額(税額控除前から調整控除のみを差し引いたもの)の20%です。また、ワンストップ特例制度が適用された場合は、所得税の控除分も市民税・県民税の税額控除対象となります。